

## 蒲郡市PCR検査支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、市民の生活における不安を解消するためにPCR検査を受けやすい体制を整備することを目的とし、PCR検査に係る費用の一部を市が支援する事業（以下「PCR検査支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PCR検査 新型コロナウイルス感染症の病原体が体内に存在しているか調べるため、検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出による検査方法に基づく検査をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。

### (対象者)

第3条 PCR検査支援事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、申込日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき蒲郡市住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 発熱、咳等の風邪症状がある者
- (2) 保健所から濃厚接触者と判定され、自宅待機等の行動を制限する指示を受けている者

### (利用回数)

第4条 当該年度においてPCR検査支援事業を利用することができる回数は、対象者1人につき1回とする。

### (検査実施機関)

第5条 PCR検査の実施機関は、市長が委託契約をした民間検査機関（以下「受託検査機関」という。）とする。

### (受託検査機関の選定)

第6条 受託検査機関は、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)

第20条の3第1項の規定により登録された衛生検査所のうち、検体検査の業務の内容に「遺伝子関連・染色体検査(病原体検査)」が登録された衛生検査所から選定するものとする。

(実施期間)

第7条 PCR検査支援事業を実施する期間(以下「実施期間」とする。)は、令和3年6月25日から令和5年3月31日までとする。ただし、市長は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、当該期間を短縮することができるものとする。

(申請並びに検体の提出及び輸送)

第8条 PCR検査支援事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、蒲郡市PCR検査支援事業利用申請書(別記様式)及び検体を市長に提出しなければならない。

2 利用者が申請できる日は、実施期間のうち蒲郡市の休日を定める条例(平成3年蒲郡市条例第2号)に定める市の休日を除く日とする。

3 受託検査機関は、利用者から検体が提出された当日に蒲郡市保健医療センターにて市長から検体を受け取り、受託検査機関の事業所まで輸送するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 市長は、受託検査機関から検査結果報告書の提出を受け、その検査結果報告書を利用者に送付する方法により検査結果を通知するものとする。

(自己負担額)

第10条 利用者がPCR検査支援事業を利用するときに負担すべき額(以下「自己負担額」という。)は、5,000円とする。

(公費負担額)

第11条 利用者がPCR検査支援事業を利用したときの公費負担の額は、市長が受託検査機関と契約を締結した単価(以下「契約単価」という。)から自己負担額を控除した額とする。

(支払方法)

第12条 利用者は、申込時に自己負担額を市長に支払い、市長は契約単価に利用件数を乗じた額を受託検査機関に支払うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、PCR検査支援事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。